

## 売買契約書（案）

1. 品名 令和7年度近畿農政局第5会議室音響設備機器更新

2. 数量 別紙仕様書のとおり

3. 仕様 別紙仕様書のとおり

4. 代金 ¥\_\_\_\_\_

うち取引に係る消費税

及び地方消費税の額 ¥\_\_\_\_\_

5. 履行場所 近畿農政局

6. 履行期限 令和8年3月30日

7. 契約保証金 免除

8. 代金の支払 精算払

9. 特約事項 なし

上記の物件の購入について、この契約書と別紙の仕様書に基づいて売買契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印して、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

氏名 支出負担行為担当官

近畿農政局長 志知 雄一

受注者 住所

氏名

(総 則)

第1条 発注者と受注者とはこの契約に定める条件に従い、受注者は仕様書（以下「仕様書等」という。）に定める標記の契約物件を、納入期限（以下「納期」という。）までに納入場所において発注者に引渡し、発注者は受注者にその代金を支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(仕様書等の疑義)

第4条 受注者は、仕様書等に疑義がある場合には速やかに発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

(契約の変更)

第5条 発注者は、受注者が契約物件の引渡しを完了するまでの間において、仕様書等を変更することができる。

2 発注者は仕様書等を変更する場合には、代金、納期その他この契約に定める条件について受注者と協議しなければならない。

3 発注者は、納期、納入場所その他この契約に定める条件を受注者と協議の上、変更することができる。

(見積書の提出)

第6条 前条の規定により、代金の変更が行われる場合には、受注者は当該変更に関する見積書を作成し、速やかに発注者に提出しなければならない。

(納期の変更の申請)

第7条 受注者は、受注者の責に帰し難い事由により、納期までに契約物件の引渡しができない

場合には、発注者に対し、納期の変更を申請することができる。

(納期の猶予及び延滞金)

第8条 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により、納期までに契約物件の引渡しができない場合には、発注者に対し、納期の猶予を申請することができる。

2 発注者は、受注者が納期の猶予を申請したときには、支障がないと認める期限（以下「猶予期限」という。）まで納期を猶予することができる。

3 受注者は、納期以後、猶予期限内において履行を行った日までの日数1日につき、遅滞相当部分に対する代金の年3パーセントを遅滞金として発注者に支払うものとする。

(検査)

第9条 受注者は、契約物件について、その品質及び性能に関し、契約物件の引渡し前に、発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、第13条の届け出を受けた日から10日以内に検査をしなければならない。

3 発注者は、自己に代わって前項の検査を行うため検査職員を指定したときは、これを受注者に通知するものとする。

4 受注者は、検査に立ち合わなければならない。ただし、受注者が立ち会わない場合は、受注者の欠席のまま検査をすることができる。

5 検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

(検査場所)

第10条 検査の実施の場所は、納入場所で行うものとする。

(再検査)

第11条 受注者は、検査の結果、契約物件が不合格となった場合は、発注者の指示するところに従い、当該物件について数量の追加、異状品の補修又は代品による補充（以下「補修等」という。）を行い発注者の再検査を受けなければならない。

2 受注者は、発注者から要求のあった場合には、不合格となった契約物件について、補修等を行い再検査のため納入場所に持込むまでの間、当該契約物件を納入場所から引き取らなければならない。

3 受注者が発注者の要求にかかわらず、不合格となった契約物件を納入場所から引き取らない場合には、発注者は当該契約物件の保管の責を負わないものとする。

4 第1項の場合において、納期に契約物件を納入することができないときには、第8条第3項の規定による遅滞金を支払うものとする。

(納入の協議)

第12条 受注者は、契約物件を納入しようとするときには、納入の期日等についてあらかじめ発注者に通知しなければならない。

第13条 受注者は、契約物件を納入する場合には、納品書を添付して発注者に届け出るものとする。

2 発注者は、前項に規定する届け出があった場合には、天災地変等やむを得ない事由により受理できないときを除き、これを受理しなければならない。

(所有権の移転)

第14条 契約物件の所有権は、発注者が検査の結果、契約物件を合格と認めたときをもって発注者に移るものとする。

(危険負担)

第15条 発注者受注者双方の責に帰することができない事由により、受注者が契約物件の全部又は一部の引渡しができない場合には、受注者は、当該部分について、契約物件の引渡しの義務を免れるものとし、発注者は当該部分についての代金の支払義務を免れるものとする。

2 発注者の責に帰すべき事由により、受注者が契約物件の全部又は一部の引渡しができない場合には、当該部分について契約物件の引渡しの義務を免れるものとし、発注者は受注者と協議の上当該部分の代金を受注者に支払うものとする。ただし、受注者が契約物件の引渡しの義務を免れたことにより利益を得る場合には、発注者は当該利益を当該部分の代金から差し引いた残額について支払うものとする。

(代金の請求及び支払)

第16条 発注者は、物品の引渡しを受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内の日に支払うものとする。

(部 分 払)

第17条 (削除)

(相 殺)

第18条 発注者は、受注者が発注者に支払うべき金銭債務がある場合には、受注者に支払うべき代金と相殺することができる。

(支払遅延利息)

第19条 受注者は、発注者がその責に帰すべき事由により、第16条に定める約定期間に契約物件の代金を支払わない場合には約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に

より決定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として請求することができる。

2 発注者がその責に帰すべき事由により第9条第2項に定める期間内に検査を終了しない場合には、その期間を経過した日から検査を終了した日までの日数（以下「遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、当該遅延日数が約定期間を超える場合には、約定期間は満了したものとみなし、受注者はその超える日数に応じて前項に規定する遅延利息を請求することができる。

（契約保証金の返還）

第20条（削除）

（発注者の催告による解除権）

第21条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 受注者が納入期限（第8条第2項により猶予を承認した場合は、その日。）までに、契約物品を納入しなかったとき又は納入できないことが客観的に明らかなとき。
- 二 第9条第1項の規定による検査に合格しなかったとき。
- 三 第28条第5項に該当するとき。
- 四 前3号に定めるもののほか、受注者がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- 五 この契約の履行に関し、受注者又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
- 二 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 受注者に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- 六 受注者が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契

約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- 2 次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- 一 債務の一部の履行が不能であるとき。
  - 二 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合)

第23条 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第24条 発注者は、第21条又は第22条に定める場合のほか、発注者の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、発注者は受注者に対して契約の解除前に発生した受注者の損害を賠償するものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第25条 発注者は、第28条第5項に規定する場合のほか、受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
- 一 債務の履行が不能であるとき。
  - 二 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(違約金)

第26条 受注者は、第21条又は第22条の規定により、この契約の全部又は一部を発注者により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の100分の20に相当する金額を発注者に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定による違約金のほかに、第8条第3項の規定による遅滞金が生じているときは、受注者は発注者に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(受注者の解除権)

第27条 受注者は、次の各号の一に該当する場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 第5条第2項に規定する発注者との協議が整わないとき。
- 二 発注者がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。
- 2 受注者は、前項の規定により、この契約を解除した場合で受注者に損害が生じたときは、発注者に対しその損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内の日に文書により、行わなければならぬ。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、発注者受注者協議して定める。

(契約不適合)

第28条 受注者は、発注者に引渡した契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合について担保の責を負うものとする。

- 2 前項に定める契約不適合について担保の期間は、次の各号に定めるところによる。
  - 一 契約不適合が契約物件の品質に関するものであり、かつ、当該契約不適合について受注者に故意又は重大な過失がない場合には、契約物件の引渡しのときから1年とする。
  - 二 前号の規定する場合以外の契約不適合については、当該契約不適合を発見したときから1年とする。
- 3 発注者は、前項に定める期間内における契約不適合について、受注者に対し、相当の期限を定めて他の良品との引き替え若しくは、契約不適合の補修（以下「補修等」という。）を請求し、又は、補修等に代えて、若しくは補修等とともに当該契約不適合により通常生ずべき損害に対する損害賠償の請求をすることができる。
- 4 前項に規定する損害賠償の額は、発注者受注者協議して定める。
- 5 発注者は、契約不適合によって契約の目的を達することができない場合には前項に規定する請求にかえて、この契約を解除し、受注者に対し損害賠償の請求を行うことができる。
- 6 発注者は、第2項に定める期間内において、契約不適合を発見した場合には、遅滞なく受注者に通知するものとする。

(秘密の保持)

第29条 発注者及び受注者はこの契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

(相手方に対する通知発効の時期)

第30条 発注者から受注者に対する文書の通知は発信の日から、受注者から発注者に対する文書の通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第31条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第32条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
  - 一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
  - 二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受

注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) が違反行為の首謀者であること  
が明らかになったとき。

三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第33条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第34条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第35条 受注者は、第33条の各号及び第34条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将

来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第36条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第37条 発注者は、第33条、第34条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第33条、第34条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第38条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

（契約外の事項）

第39条 この契約について、定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。